

保存期間 5年

通達乙交指第10246号

通達乙交総第10175号

通達乙交規第10233号

通達乙地 第10145号

令和2年6月2日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

交通部 長

地域部 長

交通事故抑止に資する交通指導取締りについて

平成25年12月に、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制の在り方に関する懇談会」において、「交通事故防止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。この提言に対する取組等を示した「交通事故抑止に資する交通指導取締り、最高速度規制等の更なる推進について」（通達）（平成26年5月29日付け通達乙交企第257号ほか）を踏まえ、「交通事故抑止に資する交通指導取締りについて」（平成26年6月6日付け通達乙交指第750号ほか。以下「旧通達」という。）により交通指導取締りを実施してきたところである。

交通事故死者数をより一層減少させるためには、PDCAサイクルに基づく指導取締りの管理をより効果的に行うことが重要であることを踏まえ、この度、下記のとおり新たに通達することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 指導取締りの基本的考え方

交通死亡事故及び重傷事故（以下「交通死亡事故等」という。）抑止の最大の目的として、指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効

果を最大限に発揮させるため、指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定、指導取締りの実行、指導取締りの効果検証及び検証結果の指導取締り方針への反映といったP D C Aサイクルに基づき管理することとする。

管理の単位は警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）ごととし、各警察署等はP D C Aサイクルの各段階において組織的な検討及び意思決定を行うとともに、そこで決定された指導取締り方針に従って具体的な指導取締り計画を策定し、実施することとする。

警察本部は、警察署等における指導取締り業務の管理につき十分に把握の上、必要な指導助言を行うとともに、複数警察署間又は交通機動隊と警察署の連携につき所要の調整を行うこととする。

警察署等でのP D C Aサイクル各段階における検討及び意思決定並びに警察本部による警察署等への指導助言及び複数所属間の連携に当たっては、いずれも過去の検討経緯、意思決定過程・理由等の把握が不可欠であることから、警察署及び高速道路交通警察隊はP D C Aサイクルの各段階における検討、意思決定等の状況を交通指導取締り管理簿（以下「管理簿」という。）に記載することとし、警察本部はこれを集約することとする。

2 指導取締りの管理

(1) P D C Aサイクルによる管理

指導取締りをP D C Aサイクルにより管理する際の各段階における実施事項は、次のとおりである。

ア 交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定（Plan）

交通死亡事故等の発生場所、時間帯、原因となった違反等について分析を行い、その分析結果のほか、指導取締りに係る効果検証、地域住民の要望、通学路等子供の通行の多い道路の安全確保の観点等を勘案した上で、所属長を交えた検討を経て指導取締り方針を策定すること。この指導取締り方針には、赤色灯を点灯させた白バイやパトカー（地域警察部門のパトカーを含む。）による警戒活動、取締り広報等も含むものであり、取締りだけに限られるものではないことに留意すること。

また、分析対象に軽傷事故等を含める場合は、事故態様等から交通死亡事故等になるおそれのあった事例を選別する等、交通死亡事故等の抑止に資する観

点からの分析の工夫を行うこと。

なお、交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析が困難な場合には、交通実態を踏まえ、例えば次のような指導取締り方針を策定してもよい。

- ・ ゾーン30内における交通事故の発生実態に着目し、通過交通の実勢速度等の影響を分析の上、同所における交通事故の減少や実勢速度の低下を目標とした速度違反取締りを方針とする。
- ・ 歩行者が横断中の事故発生実態に着目し、横断歩行者等妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為による影響を分析の上、歩行者が横断中の事故が多発している路線における歩行者被害事故の減少を目標とした横断歩行者等妨害等の取締りや違法行為を行う歩行者への指導等を方針とする。
- ・ 重点的に速度違反取締りを実施すべき幹線道路について、自署管内で交通死亡事故等は発生していないものの他署管内の同幹線道路で発生している速度違反に起因する交通死亡事故等の抑止を目標とした速度違反取締りを方針とする。
- ・ 自転車の通行が多い地域における自転車関連事故の発生実態に着目し、自転車の違反による影響を分析の上、同所における自転車関連事故の減少を目標とした自転車の指導取締りを方針とする。

イ 指導取締り方針に従った実行 (Do)

策定した指導取締り方針に従い、具体的な計画を立てて実施すること。この際の細目は「3 交通指導取締りの実施」のとおりである。

ウ 指導取締りの効果検証 (Check)

交通死亡事故等の発生件数や住民の反響等を指標として、指導取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯等が適切であったか等を検証し、必要な改善方策を策定すること。交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析ができないため、事故態様や発生場所等に着目した指導取締り方針を定めた警察署等においては、着目した交通事故・違反形態の発生件数、着目した場所での交通事故発生件数や住民の反響等を指標として、同様に検証し、改善方策を策定すること。

エ 検証結果の次期指導取締り方針への反映 (Act)

上記ウにおける検証結果及び改善方策を次期指導取締り方針に反映させること。

(2) 指導取締り管理の実効性を高めるための留意事項

ア 指導取締り管理の周期

おおむね6か月をP D C Aサイクルによる指導取締り管理の1つの周期とする。

なお、本通達に基づく指導取締り管理は、本通達発出後の最初の見直し時から反映すること。

イ 警察本部の司令塔としての役割

警察本部は、警察署及び高速道路交通警察隊の管理簿を集約した上で交通事故実態及び指導取締りの実施結果の分析について警察署等を支援するとともに、管理簿に記載する指導取締り方針について必要な指導を行う。また、複数警察署間又は交通機動隊と警察署の連携が必要な場合は、「3 交通指導取締りの実施」で述べる指導取締り計画に反映させるよう指示する。

ウ 適切な警察力の配分

指導取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯に多くの警察力を投入するなど、適切な警察力の配分について検討すること。また、取締りの実施に当たっては、「3(6) 警戒活動等の実施」及び「3(8) その他指導取締り実施上の留意事項」にも配慮すること。

エ 指導取締り要望等の把握

交通警察官及び地域警察官は、各種の警察活動を通じ、指導取締り要望、交通環境の変化及び指導取締りの反響に関する情報の収集に努めること。

オ 有機的連携による推進体制の確立

本通達に基づく取組を着実に推進するためには、指導取締り担当部門、事故分析担当部門、規制担当部門等の知見を集約し、有機的に連携することが必要であることから、警察本部及び警察署等において、指導取締り業務の管理等のための適切な体制を確立すること。

なお、指導取締りによる交通事故抑止効果が認められない箇所等は、他の交通事故発生要因を検証した上で交通環境整備等をはじめとする交通安全対策を検討すること。

(3) 管理簿の作成要領等

管理簿には、P D C Aサイクルの始期に指導取締り方針を記載し、その終期に実施結果、検証結果等を記載すること。作成した管理簿は3年間保存すること。

なお、速度取締りについては、「速度取締り指針の策定、公表について」（令和2年6月2日付け交指発第10245号）により、速度取締りに関して、その方針、背景事情等について明らかにした速度取締り指針を策定し、公表することとしているが、その際には、管理簿の内容を踏まえたものとなる点に留意すること。

3 指導取締りの実施

警察署等は、P D C Aサイクルに基づき策定された指導取締り方針に従って月計画、週計画等の具体的な指導取締り計画を策定し、実行すること。また、指導取締り計画の策定に当たっては、指導取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯、体制のほか、必要に応じ、複数警察署間又は交通機動隊と警察署の連携、受傷事故防止対策等について記載すること。

さらに、以下の点に留意すること。

(1) 警察本部による調整

警察本部は、警察署等が策定した指導取締り計画を確認し、交通機動隊の投入、同一路線を管轄する隣接警察署間における一斉取締りの指示など、警察署等が指導取締りを実施するに当たり、必要な調整を行う。

(2) 交通機動隊による指導取締り

交通機動隊は、同隊の指導取締り計画の策定に当たり、管轄区域内の警察署の管理簿に記載された指導取締り方針を十分に踏まえるとともに、当該警察署の策定する指導取締り計画との有機的連携に配慮すること。併せて、交通事故実態を踏まえ、交通機動隊の特徴である警察署の管轄区域を越えた広域的な取締りや白バイ等の集中投入による重点的な指導取締り等を適切に指導取締り計画に盛り込むこと。また、管轄区域内の警察署が行う指導取締りの検証に必要となることから、指導取締り結果を管轄警察署に通知すること。

(3) 交通警察部門と地域警察部門との連携

交通警察部門は、指導取締りの基本的考え方及び指導取締り方針の策定経緯について地域警察部門に十分に説明すること。また、地域部門は、交通警察部門が策定した指導取締り計画に基づき指導取締りを実施すること。

(4) 自転車に対する指導取締りの実施

自転車の交通事故実態を踏まえ、違反行為に対して指導警告を的確に行うとともに、悪質・危険な行為については、検挙措置を講ずること。

(5) 歩行者の法令違反に対する対応

歩行者の交通事故の実態を踏まえ、歩行者の法令違反や交通の危険を生じさせる行為を減少させる観点からの取組を適宜、指導取締り方針に盛り込み実施すること。

(6) 警戒活動等の実施

赤色灯を点灯させた白バイやパトカー（地域警察部門のパトカーを含む。）による警戒活動や警笛等を活用して運転者や歩行者に注意喚起する街頭活動を効果的に行うこと。

(7) 定置式速度違反取締り

おおむね6か月ごとの警察署長を交えた検討を経て、指導取締り場所等の見直しを行うこと。

(8) その他指導取締り実施上の留意事項

指導取締りは、交通事故実態の分析結果等に基づき、指導取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯で行うことを基本とするが、これと併せて指導取締りの空白地帯を作らないという観点から補足的にこれによらない指導取締りを行うことにも留意すること。

4 指導取締りに係る国民の理解の醸成

(1) P D C Aサイクルに基づく指導取締りに関する積極的な周知等

交通事故実態等の分析に基づき、重点交差点や路線等を選定し、指導取締り計画に沿って組織的に指導取締りを推進していることや、指導取締りの結果生じた交通事故実態の変化、交通流の円滑化、実勢速度の抑制、放置駐車車両台数の変化等、更なる結果を踏まえた今後の指導取締りの趣旨や目的が伝わるよう努めること。

(2) 指導取締り現場における説明

指導取締りを行うに際しては、従事する勤務員に対し、所属ごとの指導取締り方針等を理解させるとともに、必要に応じ、違反者に対して当該交通違反を取り締まる必要性等に係る説明が適切になされるよう、指導教養を徹底すること。

(3) 各種メディアを活用した効果的な広報

テレビ局等の各種メディアによる指導取締り活動に関する取材においては、指導取締り現場における取材のほか、指導取締り計画を策定する過程において交通事故分析等が行われている場面等を盛り込むなど、PDCAサイクルに基づく指導取締りの趣旨や目的が、国民に伝わる内容となるよう努めること。

交通部交通指導課

取締指導係

5121、5122、5123